

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人 慶長会

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶長会の理事・監事・評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額の算定方法)

第2条 常勤の理事や監事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 報酬 | 別表1に定める額 |
| (2) 賞与 | 別表2に定める額 |
| (3) 退職慰労金 | 別表3に定める額 |

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等が、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	400,000 円
業務執行理事	0 円
理事	0 円
監事	0 円
評議員	0 円

別表 2

役職名	報酬の額
理事長	0 円
業務執行理事	0 円
理事	0 円
監事	0 円
評議員	0 円

別表 3

役職名	報酬の額
理事長	$400,000 \times \text{在任年数} \times 3.0$
業務執行理事	無
理事	無
監事	無
評議員	無